

# 社会福祉法人 大和清風会

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和清風会の役員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表1により報酬を支払う。なお、同日に法人業務を行った場合は、第4条の報酬を適応しこれを支払わないものとする。

(役員等の業務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人運営のための業務にあたった場合は、別表2による報酬を支払う。

2 役員等が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

第1次一部改正平成31年4月1日から施行する。

第2次一部改訂令和3年4月1日から施行する。

別表 1

	報酬（税込）
理事会出席報酬	日額 6,000 円
評議員会出席報酬	日額 6,000 円

別表 2

	報酬（税込）
理事長業務報酬	日額 15,000 円
役員等業務報酬	日額 10,000 円
監事監査報酬	日額 20,000 円